

【新サービス開始のお知らせ】



合同会社 障がい総合支援ひかりでは、新規サービスとして日中短期入所（日中一時支援）を平成 29 年 3 月 1 日より開始いたします！日中短期入所は、児童・成人どちらも利用可能で、他のサービス・施設サービスとの併用が可能です。《別途支給決定・契約が必要です》

○日中短期入所とは

日中、一時的に見守り等の支援が必要な障害児者の方に、日中活動の場を提供し、見守り及び社会に適応するための日常的な訓練等を行います。別名日中一時支援ともいいます。

《営業日及び営業時間など》

営業日	月曜～土曜（日曜・祝日・お盆・年末年始はお休み）
営業時間	10：00～18：00
サービス提供時間	10：00～13：00 但しご家庭・利用者様の状況により最大8：30～13：00利用が可能です。
利用定員	6名
送迎サービス	10時来所に向け、お迎えをいたします。10時以前のご利用希望の場合には、お手数ですが事業所までお送り下さい。 ※原則、自宅（ご親族宅含む）⇔事業所の送迎が対象です。
主なサービス内容	外出・体操・運動・見守り・昼食（ひかりのにわへ継続利用の方に限る） その他利用の状況により変更になります。

○日中において一時的に見守り等の支援が必要な次のいずれかに該当する人。

- 1、身体障害者手帳の交付を受けている人
- 2、療育手帳の交付を受けている人、又は児童相談所・知的障害者更生相談所で知的障害であると判定された人
- 3、精神保健福祉手帳の交付を受けている人又はこれに準ずる人

○放課後等デイサービスひかりのにわのサービスとの併用が可能です！

土曜・長期休暇中、お子さんをどうしても午前中から預かってほしい！そんな時、ひかりのにわと日中短期入所との併用が可能です。その他、他の施設の利用と併用することも可能です（ひかりのにわ以外との併用の場合、事前にご相談ください）

※別途日中短期入所（日中一時支援）の支給決定を受ける必要があります。